

答弁書第一六号

内閣参質一五九第一六号

平成十六年五月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之 殿

参議院議員浅尾慶一郎君提出我が国年金制度の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浅尾慶一郎君提出我が国年金制度の在り方に関する質問に対する答弁書

一の1について

公的年金に係る制度の在り方について検討する際には、一般に、年金の全額について支給が停止されている者を含め年金の支給を受ける権利を有するすべての受給権者に係る年金の総額を基礎とする統計を使用してきているところであり、先の答弁書（平成十六年四月二十日内閣参質一五九第一二号。以下「前回答弁書」という。）においても、政府として通常用いている年金受給権者についての統計を用いて答弁したところである。

一の2について

公的年金制度について各制度間の年金の額の水準を比較する際には、組合員期間（被保険者期間）の平均値等比較の前提となる条件ができるだけそろつていることが望ましいが、厚生年金の受給権者については国家公務員共済年金等の受給権者と比較して被保険者期間が短い者が多いことから、その影響をできるだけ排除するため、通常、組合員期間（被保険者期間）が二十年未満の者に支給される通算退職年金（通算老齢年金）及びこれに相当するもの（以下「通算退職年金等」という。）の額及び受給権者数を除いて

各制度ごとに計算した年金の平均額を用いているところであり、前回答弁書においても当該平均額により答弁したところである。

二について

平成十四年度末現在における、通算退職年金等を除く国家公務員共済年金及び地方公務員共済年金における退職年金（以下単に「退職年金」という。）並びに厚生年金における老齢年金（以下単に「老齢年金」という。）の受給権者に係る「年金総額」、「受給権者数」及び「年金の平均月額」は別表第一のとおりであり、また、通算退職年金等を除く退職年金及び老齢年金の受給者に係る「年金総額」、「受給者数」及び「年金の平均月額」は、別表第二のとおりである。

三について

平成十四年度末現在における、通算退職年金等を含む退職年金及び老齢年金の受給権者に係る「年金総額」、「受給権者数」及び「年金の平均月額」は別表第三のとおりであり、また、通算退職年金等を含む退職年金及び老齢年金の受給者に係る「年金総額」、「受給者数」及び「年金の平均月額」は、別表第四のとおりである。

四の1について

平成十三年公的年金加入状況等調査による国民年金の未加入者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第七条第一項第一号に定める被保険者（以下「第一号被保険者」という。）として国民年金制度が適用されるべき者であつていまだ適用されていないもの）の数は、平成十三年十月十五日現在で約六十三万人となつてゐる。

四の2について

第一号被保険者の資格を取得した者は、法第十二条第一項の規定に基づき、市町村に対して第一号被保険者の資格を取得した旨の届出（以下「資格取得届」という。）を行うことが必要であるが、社会保険庁においては、日本国内に住所を有する者であつて第一号被保険者の資格を取得する年齢である二十歳に達したもの（二十歳になる以前に法第七条第一項第二号に定める被保険者（以下「第二号被保険者」という。）となつた者を除く。）のうち資格取得届を行わないものについて、平成十年度から、資格取得届をなすべき旨の勧奨状を二度にわたり送付しているところである。また、勧奨状の送付にもかかわらず資格取得届を行わない者については、社会保険事務所から年金手帳を送付し、資格取得届がなくても国民年金

の適用に係る事務処理を行つてゐるところであり、平成十四年度においては約六十六万三千人に年金手帳を送付したところである。

また、第二号被保険者から第一号被保険者又は法第七条第一項第三号に定める被保険者に種別を変更したものかわらず、法第十二条第一項又は第五項の規定に基づき被保険者の種別の変更の届出（以下「種別変更届」という。）を行つていない者についても、平成十年度から、種別変更届をなすべき旨の勧奨状を送付してゐるところであり、平成十四年度においては、二十歳に達した者等に対して送付したものも含め、約四百五十五万七千通の勧奨状を送付したところである。

四の3について

麻生国務大臣の国民年金の加入実績等は個人に関する情報であり、お尋ねの事項については、「加入促進のための対策」の実施の有無を含め答弁を差し控えたい。

五について

中川国務大臣及び石破国務大臣の国民年金の加入実績等は個人に関する情報であり、お尋ねの事項については、「保険料の収納対策としての諸措置」の実施の有無を含め答弁を差し控えたい。

別表第一

年金制度	年金総額	受給権者数	年金の平均月額
国家公務員共済年金 (退職年金)	一兆三千七百九十四億千二百十二万六千円	六十一万百一人	十八万八千四百十三円
地方公務員共済年金 (退職年金)	三兆五千八百九億六千九百三十二万五千円	百四十七万五千百八十七人	二十万二千八百三十九円
厚生年金 (老齢年金)	十七兆二千八百九十二億四千四十万円	千十四万五千三十九人	十四万二千十七円

(注) 一 「年金の平均月額」は、年金総額を受給権者数で除した額の十二分の一の額である。この場合において、年金総額及び受給権者数からは、通算退職年金等の額及び受給権者数を除いてい

る。

二 「年金総額」及び「年金の平均月額」には、老齢基礎年金の額を含まない。

別表第二

年金制度	年金総額	受給者数	年金の平均月額
國家公務員共済年金 (退職年金)	一兆三千四百六十五億九千八百四十九万円	五十九万四千二百七十二人	十八万八千八百三十円
地方公務員共済年金 (退職年金)	三兆五千十九億三千百十 九万四千円	百四十二万九千八百七十九人	二十万四千九十三円
厚生年金 (老齢年金)	十六兆四千七百五十八億 三千三十万四千円	九百五十七万九百四人	十四万三千四百五十四円

(注) 一 「年金の平均月額」は、年金総額を受給者数で除した額の十二分の一の額である。この場合

において、年金総額及び受給者からは、通算退職年金等の額及び受給者数を除いている。

二 「年金総額」及び「年金の平均月額」には、老齢基礎年金の額を含まない。

別表第三

年金制度	年金総額	受給権者数	年金の平均月額
国家公務員共済年金 (退職年金)	一兆四千三十八億八千七百二十万二千円	六十五万九千五百三十六人	十七万七千三百八十三円
地方公務員共済年金 (退職年金)	三兆六千五百十七億七百九十三万五千円	百五十八万八千百七十七人	十九万三千六百九円
厚生年金 (老齢年金)	十九兆四千八百五十七億四千七百六十一万八千円	千七百四十四万三千五百六十三人	九万三千八十九円

(注) 一 「年金の平均月額」は、年金総額を受給権者数で除した額の十二分の一の額である。この場合において、年金総額及び受給権者数には、通算退職年金等の額及び受給権者数を含んでい

る。

二 「年金総額」及び「年金の平均月額」には、老齢基礎年金の額を含まない。

別表第四

年金制度	年金総額	受給者数	年金の平均月額
国家公務員共済年金 (退職年金)	一兆三千七百億二千六百四十三万円	六十四万二千五十六人	十七万七千八百十八円
地方公務員共済年金 (退職年金)	三兆五千七百二億六千二百五十五万五千円	百五十四万二千五百七十二人	十九万二千八百七十四円
厚生年金 (老齢年金)	十八兆五千三百三十三億百八十三万九千円	千六百二十四万八千三百五十二人	九万五千五十二円

(注) 一 「年金の平均月額」は、年金総額を受給者数で除した額の十二分の一の額である。この場合

において、年金総額及び受給者数には、通算退職年金等の額及び受給者数を含んでいる。

二 「年金総額」及び「年金の平均月額」には、老齢基礎年金の額を含まない。